

## 青梅市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市営住宅長寿命化計画において用途廃止と判定された市営住宅のうち、入居者からの明渡しが完了したものについて、用途廃止するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市営住宅条例の一部を改正する条例

青梅市営住宅条例（平成 9 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 8 号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「または第 1 0 条の 2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加え、同号ウ中「売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 3 4 条第 1 項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号）第 9 条第 1 項」に、「婦人相談所等」を「女性相談支援センター等」に改める。

第 5 条第 1 項中「または高齢者住宅（青梅市高齢者住宅条例（平成 9 年条例第 3 4 号）第 2 条第 1 号に規定する高齢者住宅をいう。以下同じ。）」を「の」に改める。

第 7 条第 4 号中「または高齢者住宅」を削る。

別表第 1 青梅市営梅園町第 2 住宅の項を削る。

別表第 2 青梅市営梅園町第 2 住宅駐車場の項を削る。

付 則

この条例は公布の日から施行する。ただし、第4条第2項第8号イおよび同号ウの改正規定、第5条の改正規定ならびに第7条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。